

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

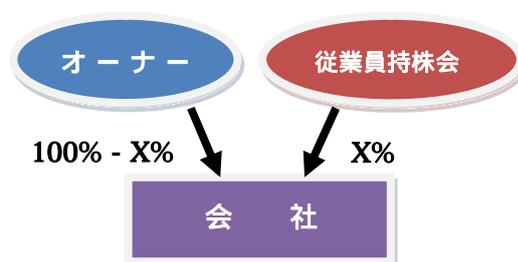
## 事業承継対策としての従業員持ち株会の設立

**Q** 中小企業の事業承継対策として様々な方法があると思いますが、従業員持株会を設立することも有効な手段と聞いております。従業員持株会を設立した場合、オーナーや株式を保有する従業員においてどのような税務上の論点が生じるのでしょうか？

### 解説

#### 1. 従業員持株会の概要

従業員持株会は「**民法上の組合**」形式が一般的です。この場合、税務上はパススルー課税となり、**持株会ではなく組合員が直接株式を保有しているのと同じ課税関係が生じます。**



#### 2. なぜ、従業員持株会の設立が事業承継対策になるのか？

事業承継対策のためには、会社の**株価を引き下げる**必要があります。オーナーが保有している株式の評価額は、「1株当たりの評価額」×「保有株式数」で算出され、従業員持株会に株式を移転すれば、「保有株式数」が減少し、その結果、**オーナー保有の株式の評価額が引き下げられるから**です。

#### 3. 各時点におけるオーナーと従業員の税務上の取り扱い

##### (ア) 従業員持株会設立時

オーナーは従業員持株会に株式を移転した時に**20%の譲渡所得課税**が生じます。ただし、移転時の価額は**配当還元価額**を適用するので、影響は軽微と思われます。

##### (イ) 従業員持株会運営時

会社が配当を出したときに、オーナーと従業員に**配当所得**が生じ、**20%の源泉税**がかかります。この場合原則は確定申告が必要ですが、**年10万円以下の配当であれば確定申告は不要**です。

##### (ウ) 従業員持株会脱退時

従業員が会社を退職する場合、従業員持株会の規約により、自動的に脱退し、保有株式が買い戻されます。**通常、この買い戻し価額は最初の拠出金額と同額で買い戻されるため、譲渡所得は発生しません。**

### 要するに...

会社が従業員持株会を設立して、オーナーが保有している株式を譲渡すれば、財産の価額が減少して、オーナーの**相続税対策**になります。税金的にも、多額な配当を出している中小企業以外は、影響は軽微であると推測され、相続対策としては大変有効な手段だと思えます。しかし、株式を3%以上保有している従業員は**会社の会計帳簿の閲覧権を有します**し、何%と多量に保有することとなる従業員は**会社の意思決定にも影響を及ぼします**ので注意が必要です。